

平成27年度 第2回「地域フォーラム」

テーマ2:「協働と連携のまちづくり・  
奈良モデル」



平成27年9月22日  
三郷町文化センター

奈良県知事 荒井 正吾

## 地方自治のあり方は、時代とともに変わりつつあります

### (1) 地方自治のあり方の変化～「地方分権」から「住民自治」へ

これまでは、国の権限・責任を地方の権限・責任に移譲する**地方分権**が主たる流れ。

第1次分権改革(H7～11) : 国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ  
例: 機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルールの確立

第2次分権改革(H19～) : 地方に対する権限移譲、規制緩和等

※関西広域連合設立(H22) (国の権限移譲の受け皿づくりのため)

これからは、「個別の自治体が地域の実情に応じた創意工夫により、その地域の発展を考え」(**住民自治の考え方**)、それを**国、県**が**応援**していく流れに。

「奈良モデル」「地方創生」の考え方

## 奈良モデルの取組が進展

1. 平成の大合併において、**奈良県は市町村合併があまり進まなかった。**  
市町村数は、全国では半数近く減少したが、奈良県では17.0%の減少にとどまった。

	市町村数 (H11.4)	減	市町村数 (H23.4)
全国	3,229	▲1,505 (▲46.6%)	1,724
奈良県	47	▲8 (▲17.0%)	39

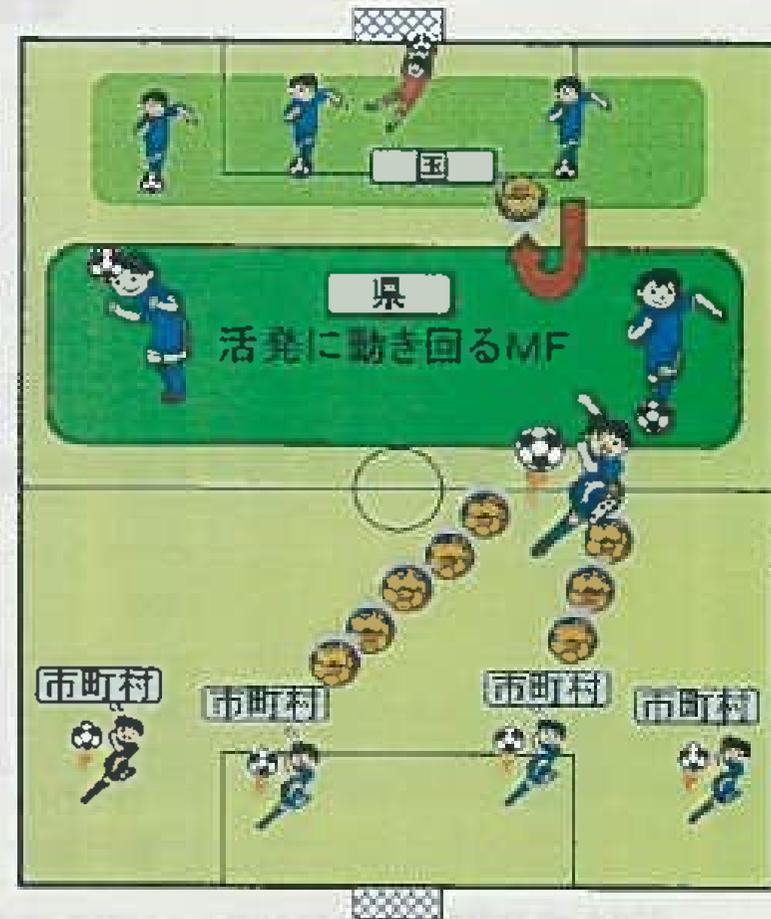
2. ただし、明治の大合併前と現在の市町村の減少数を比較すると、全国と同じ。

	市町村数 (M21)	減	市町村数 (H23.4)
全国	71,314	▲69,590 (▲97.6%)	1,724
奈良県	1,594	▲1,555 (▲97.6%)	39

3. 奈良県では、市町村合併はこれ以上進まないと認識。
4. 合併による地方行政効率化には限界があり、**合併以外の手法**による効率化が必要と認識。

## 県の役割についての認識

- 奈良の地方自治は、「**県と市町村の連携・協働**」で行うべき。
- 県は**市町村を助けるのが最も重要な役割**。
- 都道府県の役割は、サッカーにたとえると「ミッドフィルダー(MF)」と認識。  
できれば**良い「ヴォランチ」**に。  
賢く考えて、よく走り回ることが大事(オシム流)



## 「県と市町村間の連携・協働」による行政の効率化

(1) 県と市町村それぞれは、一方が他方を支配し、または、積極的に補完を義務づけられる関係にはなく、**対等な立場**に立つ公共団体である。

(2) 県と市町村は、憲法と国法が禁止しない限り、それぞれの議会の承認を得て、他の公共団体(国も含む。)と、平等な立場で、連携・協働を進めることができる。**(公共団体間の「契約」自由の考え方)**

(3) 県と市町村が有する**総資源**(職員、予算、土地、施設)を、県域のニーズに対応して、連携・協働して、**有効利用**することが望ましい。

### ◇県域資源

【人的資源】 県職員 1万7千人    市町村職員 1万3千人    合計 3万人

【財政資源】(平成27年度予算額)

県    4,712億円    市町村 5,392億円    合計 10,104億円

## 「奈良モデル」の取組が進展(検討状況)

平成21年度まで

奈良県にふさわしい県と市町村との役割分担のあり方を検討

**【県と市町村の役割分担のあり方検討】**  
・「県と市町村の役割分担協議会」を設置(H20)  
・「奈良モデル」検討報告書(H21)  
県と市町村の具体的な業務について、役割分担の方向性を提言  
・「奈良県・市町村長サミット」の開催(H21～)

平成22～25年度

県と市町村が「奈良モデル」の詳細検討を行い、取組みが可能な業務から順次実行

**【「奈良モデル」検討による成果】**  
・南和広域医療組合設立(南和地域の広域医療体制の構築)(H23)  
・市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定に対し県が技術的支援を受託(H22～)  
・市町村税の徴税強化のため7町によるネットワーク型共同徴収の開始(H25～) 等  
**【検討を開始した業務】**  
・市町村国民健康保険のあり方  
・県域水道ファシリティマネジメント  
・循環型社会の構築(ごみの共同処理)  
・市町村公営住宅の管理の共同化  
・公共交通の確保に向けた検討 等  
**【その他】**  
・「奈良モデル」補助金による支援(H23～)  
・「地域振興懇話会」の開催(H24～)

平成26年度～

県と市町村が協働で事業を実施するなど、新たな取り組みにより「奈良モデル」が更に進展

**【「奈良モデル」検討による成果】**  
・奈良県広域消防組合発足(H26)  
・県と市町村との「まちづくり連携協定」を8市・2町と締結(H26～)  
**【検討を開始した業務】**  
・市町村と連携したエネルギー政策  
・子ども・子育て支援事業計画の推進への支援  
・保健師ネットワークの強化  
・市町村のファシリティマネジメントの支援 等  
**【これから検討を深めていく業務】**  
・地域医療ビジョン策定に向けた連携  
・新たなパーソネルマネジメント  
・教育行政にかかる連携 等  
**【その他】**  
・連携・協働に取り組む市町村への県の財政支援スキームの充実(H27～)

## 県と市町村との協定締結によるまちづくり

### ○まちづくり連携協定の趣旨

#### まちづくりの課題

- ・住宅地が30年以上経過し、住民も高齢化し、リニューアルが必要。  
(ニュータウンのオールドタウン化)
- ・奈良県は、鉄道駅周辺の開発に手つかずのところが多い。
- ・県、市町村の公有施設の老朽化が進み、リニューアル、利用形式の見直しが必要。



県と市町村で連携・協働した取組が必要。

まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、  
その方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、

県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施。



## 連携協働のまちづくりのプロセス

- ・連携協働のまちづくりの地区を決め、単一、合同のまちづくりプランを作成する。
- ・当該地での県事業、市町村事業、合同事業を確定し、役割分担を決める。
- ・県は、市町村事業へ技術支援・財政支援(まちづくりの中心となる拠点施設等のハード整備に係る市町村負担の公債費のうち地方交付税算入額を差し引いた額の1/4補助、ソフト事業に係る市町村負担額の1/2補助、県有施設・県有地の貸付譲渡減額20%加算)を行う。

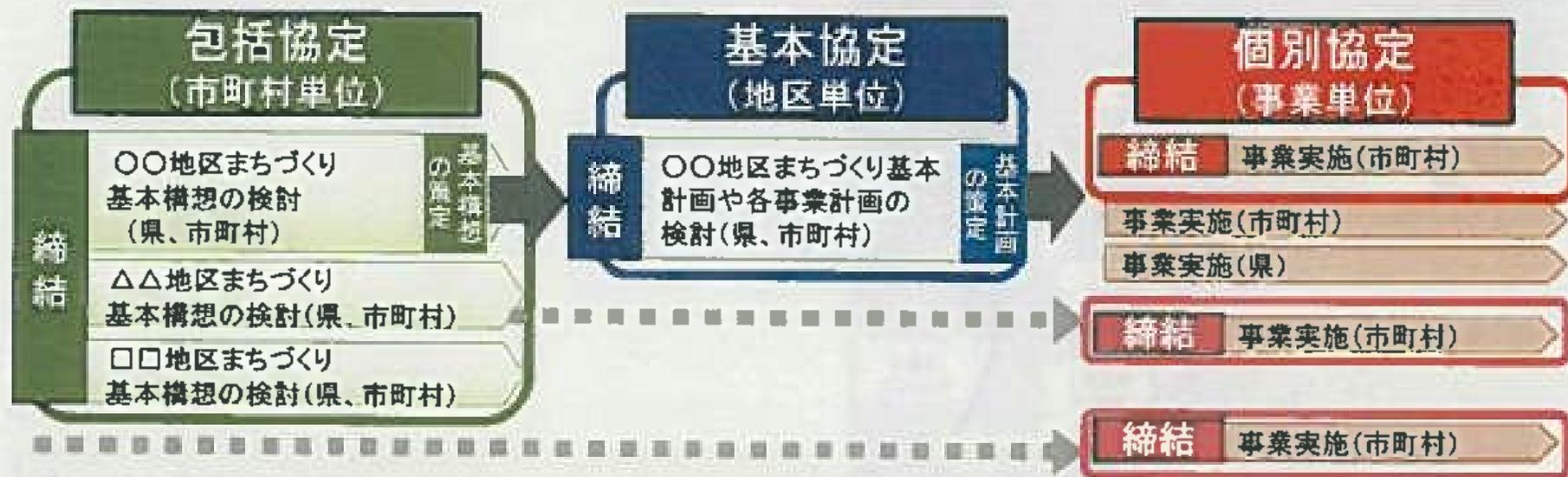


## 効果

- ・一体的に検討することにより、県・市町村職員に共通認識が発生し、それぞれのまちづくり能力が向上する。
- ・県、市町村の施設、土地が有効に利用できる。
- ・地元関係者の意見を合同でくみ上げることができる。

## ○まちづくり連携協定の進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に協定を締結し、市町村を支援



	包括協定	基本協定	個別協定
県の支援	<p>先進事例の紹介や技術的助言など</p> <p>市町村との協働により基本構想・基本計画を策定 (市町村が負担する検討費用の 1/2を県が補助)</p>	<p>技術的助言や事業メニューの紹介、関係機関との調整を円滑に進める支援など</p>	<p>まちづくりの中心となる拠点施設や周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する市町村負担額の1/4を県が補助等</p>

これまでに、天理市 (H26.10.17)、大和郡山市 (H26.11.19)、桜井市 (H26.12.22)、奈良市 (H27.1.23)、五條市 (H27.2.20)、橿原市 (H27.3.20)、大和高田市 (H27.7.6)、高取町 (H27.7.31)、御所市 (H27.8.4)、三宅町 (H27.9.17) と包括協定を締結

# ○「まちづくりに関する包括協定」の例(高取町・平成27年7月31日締結)

## 土佐街道周辺及び高取城跡周辺地区のまちづくり

### <まちづくりのコンセプト>

○壺阪山駅前の整備による本町の玄関口としてふさわしい拠点づくりを進める。

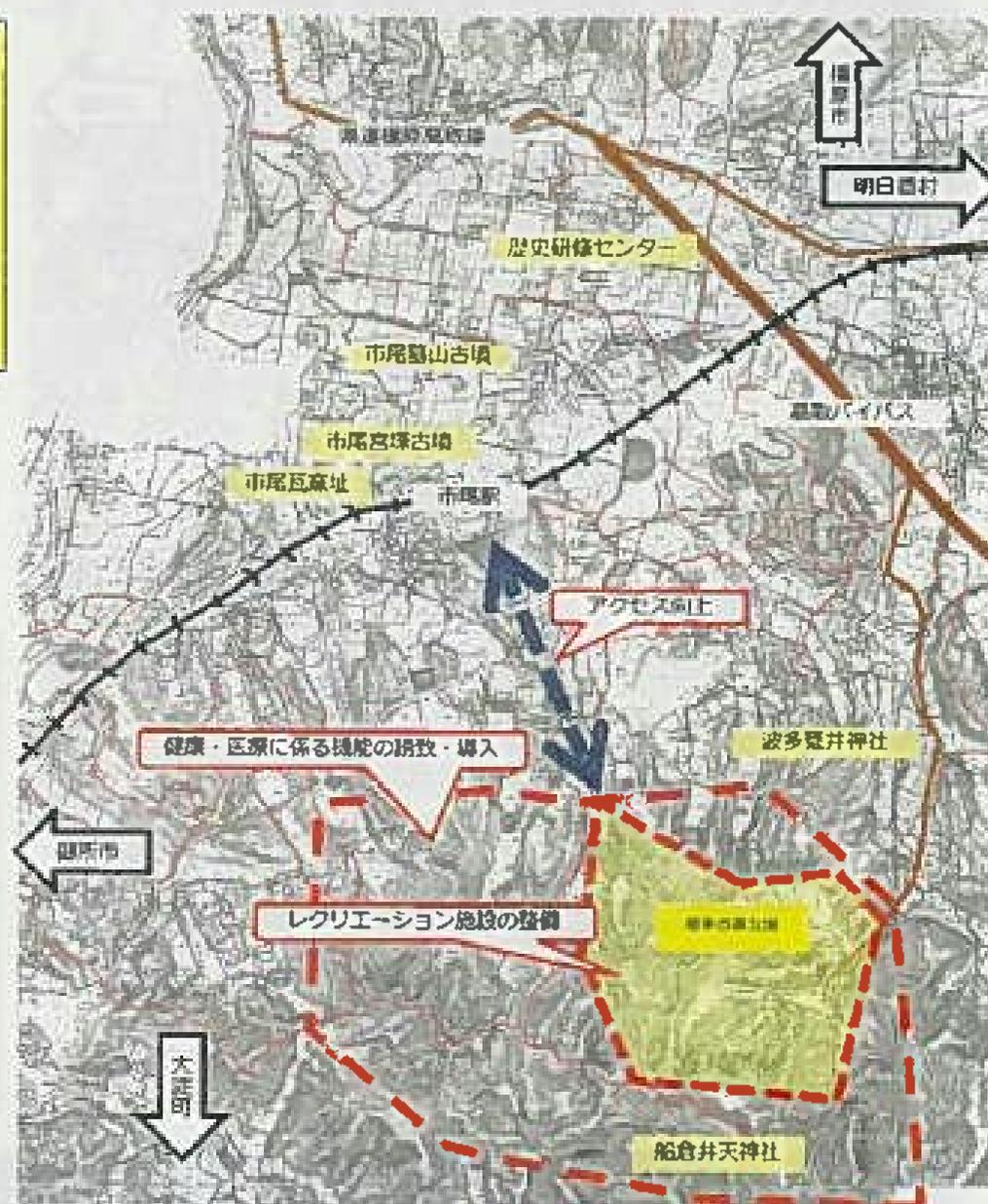
○土佐街道の街なみ整備や高取城跡の景観向上による観光に力を入れた魅力あるまちづくりを進める。



## 健幸の森周辺地区のまちづくり

### <まちづくりのコンセプト>

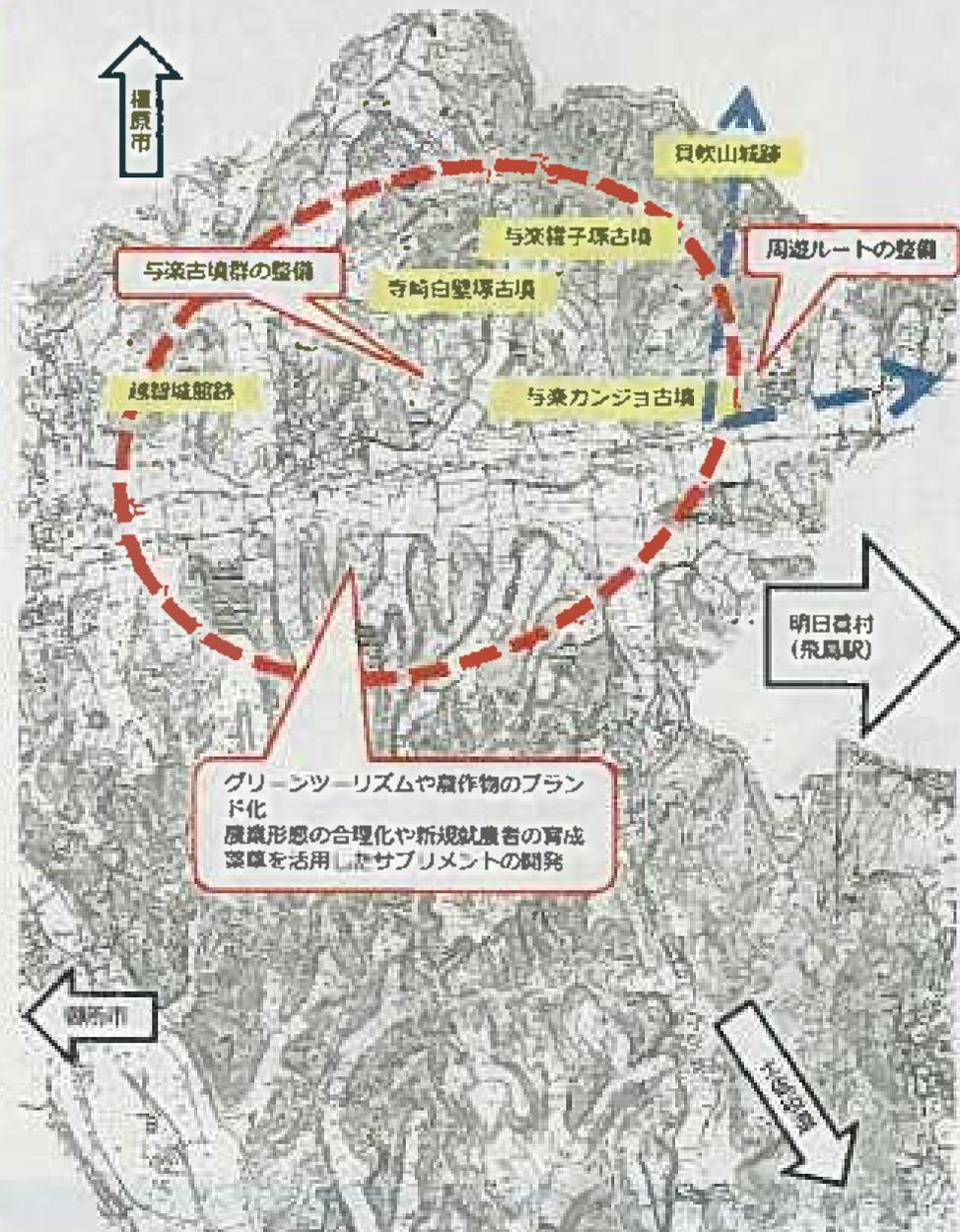
○健幸の森を拠点に健康・医療をテーマとしたまちづくりを推進するとともに、憩いの場としての整備を進め、地域内外の交流促進を図る。



## 与楽古墳群周辺地区のまちづくり

### <まちづくりのコンセプト>

○与楽古墳群の公園整備や周辺古墳群へのアクセス強化を行うとともに、グリーンツーリズムによる観光や先端技術を用いた農業等を推進し、農業従事者の増加を図ることにより、農村振興のまちづくりを進める。



# 市町村のファシリティマネジメント支援

## 発想の契機

- 市町村施設も老朽化や維持管理費用の増大  
→市町村ファシリティマネジメントの必要性
- 低・未利用となっている県有資産を、市町村のまちづくりに活用
- ファシリティマネジメントを更に進めるには、国や市町村も含めた**県域での取組が必要**

## 連携の内容

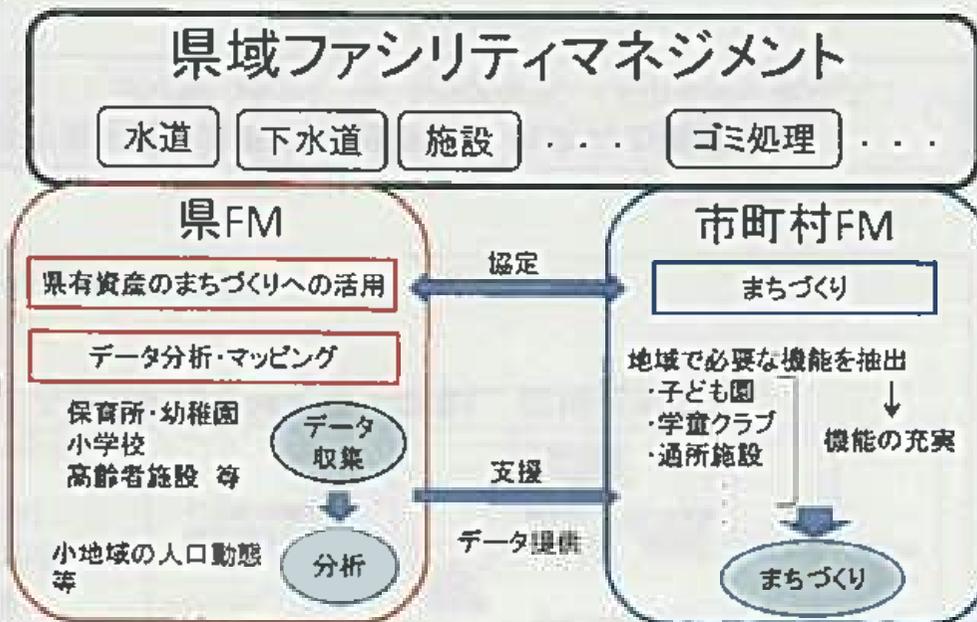
- エリア内にある県有施設を市町村のまちづくりに活用検討
- 国・県・市町村が連携し、民間施設も呼び込んで**公民一体化**の活用検討
- 施設の**共同利用・共同管理**についても研究

## 連携の方法

- まちづくりに関する**連携協定**を締結(県有資産の活用については、**優遇措置**)
- 市町村有資産データを収集し、人口動態等の分析を加えて、**まちづくりの検討材料を提供**
- 県と市町村が連携して、ファシリティマネジメントの取り組みを進めていく方針として「**県域ファシリティマネジメント計画**」を策定

## 取り組み状況

- まちづくりに関する連携協定を締結し、**県有資産をまちづくりの拠点施設として活用**  
桜井市・・・旧総合庁舎、旧土木事務所を医療・福祉・防災の新拠点施設として活用  
五條市・大和高田市・御所市・・・県有資産のまちづくりでの活用を検討
- 連携協定を締結していない市町村に対しては、公有資産のデータを示して協働で活用検討



# 県域水道ファシリティマネジメント

## 発想の契機

- 需要縮小時代に突入し、今後増大する施設更新に工夫が必要
- 県と市町村の連携により、県域水道全体で効率化を進めることが必要

## 連携の内容

県営水道の資産(施設、水源、人材、技術力)を県域全体で活用し、県域水道総資産を最適化

## 連携の方法

- 県営水道エリア → 県営水道の水源と施設の活用
  - ・ 自己水維持と県営水道への転換(水源選択)を具体的な経営シミュレーションを提示して協議
  - ・ 県営水道の位置エネルギーを活用した直結配水により受配水池、ポンプ施設を廃止(資産縮小)
- 五條・吉野エリア → 市町村水道間の連携に県が支援
  - ・ 浄水場の統廃合など将来シミュレーションによる具体的な広域化案を提案し、広域化を支援
- 簡易水道エリア → 県営水道の人材・技術力の活用
  - ・ 小規模水道における管理体制構築に向けた技術支援を実施



## 関係者の反応

具体的な分析データに基づく広域化案や処方箋を県が市町村に提示 → 市町村の機運熟成  
《県水100%》 H23年度:5市町村 → H30年度:11市町村(確定) → H32年度:14市町村(見込み) ✓

## 今後の展開

県営水道資産の更なる活用により、市町村水道事業の県受託の可能性や市町村水道料金のあり方などを長期的な視点で検討し、県営水道エリア以外も含めて、県域水道全体への貢献につなげていく

# 道路インフラの長寿命化

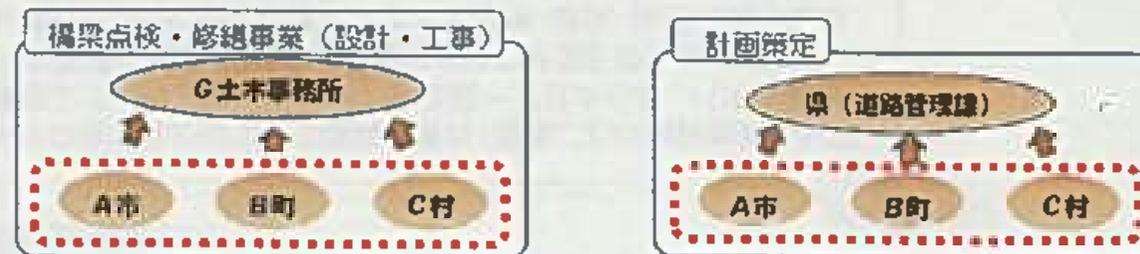
## 発想の契機

- 市町村の技術者の数が減少傾向。12市町村は土木技術職員が0人(平成22年当時)
- 橋梁長寿命化修繕計画の策定が義務化

## 連携内容

### (垂直補完の実施)

- 平成22年度から、市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定に対し、県からの技術的支援を実施(市町村から県が受託)
- 橋梁長寿命化修繕計画は、平成25年度に全ての市町村で策定完了。



## 平成27年度の取組

### 点検・診断

垂直補完 1市8町9村  
6土木事務所で受託し、県管理  
橋梁とあわせて委託発注

水平補完 5市1町  
3グループにより委託発注

### 修繕・更新工事

垂直補完 1市1橋の修繕工事を受託  
1町1村5橋の補修設計を受託

※市町村の職員は

- 現場立会時、打ち合わせ時の同席
- 発注に必要な資料作成
- 警察協議など道路管理者として必要な協議などを県職員の協力のもと実施

# 公共交通の確保

## 発想の契機

- バス事業者から、県中南部を走る25路線については、行政からの支援なしでは維持が困難であるとの申し入れ(H24.10)

## 連携内容

- 地域交通に関わる関係者の総力を結集するため、知事、全市町村長、交通事業者等をメンバーとする「**奈良県地域交通改善協議会**」を立ち上げ(H25.2)
- 「誰がどのように運行するのか」、「誰がどれだけ負担するのか」などについて、個別路線ごとに、客観的指標を活用して、協議、**バスカルテ**を作成
- 一方、県の責務や関係者の連携・協働を基本理念とした「**奈良県公共交通条例**」(議員提案)施行(H25.7)

- ルートやダイヤの改善などについて議論を重ね(路線ごとの検討会議を64回開催)、25路線について、関係者間で意思統一がはかれ、バス事業者からの申し入れ路線に係る全路線の再編について結論を得た(H26.9)
- その後、PDCAサイクルによる交通サービスの維持・確保・改善に向けた取組を継続的に進める(バスカルテのフォローアップなど)とともに、まちづくりと一体となった公共交通のあり方や利用促進策などについて、関係者と協議を実施

- 法律に基づく「**地域公共交通網形成計画**」を策定するため、新たに奈良国道事務所長、奈良県警察本部交通部長、奈良県自治連合会会長をメンバーに加え、法定の協議会に改組(H27.6)

## 今後の展開

- これまでの取組を踏まえ、奈良県公共交通条例に基づく本県の総合的な公共交通政策のマスタープランである「**奈良県公共交通基本計画**」と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「**奈良県地域公共交通網形成計画**」を平成27年度中に一体的に策定することを目指して関係者間で検討を進めています

バス事業者による維持が困難  
となっている25路線



奈良県地域交通改善協議会での討議

# 消防の広域化

## 発想の契機

- 高齢化に伴う救急搬送件数の増加。
- 南海トラフ巨大地震や洪水等大規模災害発生への懸念。
- 老朽化した消防施設・設備の維持更新が困難。
- 消防救急技術の高度化・多様化。
- 平成28年5月までの消防救急無線のデジタル化の実施。



## ■ 広域化実現のために県が果たした役割

- 広域化推進計画、広域消防運営計画の策定、消防広域化協議会の運営などの面において県が強いリーダーシップの発揮。
- 奈良県広域消防組合への職員の派遣などの人的支援、消防救急無線のデジタル化、高機能指令センターの整備に対する財政的支援を県として実施。
- 広域化を促進するための国に対する財政的支援の要望の実施。

## ■ 奈良県広域消防組合の概要

【平成26年3月31日まで】

11消防本部  
(奈良市・生駒市を除く  
37市町村の消防本部)

【平成26年4月1日から】

奈良県広域消防組合  
(37市町村1消防本部)

平成26年4月  
総務部門統合

平成28年4月  
通信部門統合

平成33年  
現場部門統合

組織は段階的に統合していき、対応能力もますます向上。

奈良県広域消防組合消防本部

生駒市消防本部



新しい「奈良県広域消防組合」本部

本部	橿原市
消防署数	18消防署
職員数	1,280名
保有車両台数	166台
構成市町村	37市町村
管轄人口	約90万人
管内面積	3,361km <sup>2</sup>